

## 2024 年度入学試験問題 出題趣旨 (民法)

### 第1問

相殺の主張において、受働債権に生じた事情によって相殺が制限されるかを問う問題であった。両小問を解く前提として、相殺適状であるかを確定する必要がある。

(1) 受働債権の差押えと相殺との関係が問題となる。民法 511 条の適用により解決することがある。差押えの効力が発生するのは差押命令送達時(民事執行法 145 条 5 項)であり、これと債権取得(民法 511 条 1 項)や債権取得の原因発生(民法 511 条 2 項)との前後関係が問題となる。何を以て「前の原因」(民法 511 条 2 項)と言いつけるのかについて、具体的に検討することも求められている。

(2) 受働債権の譲渡と相殺との関係が問題となる。民法 469 条 1 項及び 2 項の適用により解決することになるが、そのことの前提として、これらの条文中にある「対抗要件具備時」が、民法 467 条 1 項の債務者対抗要件なのか、民法 467 条 2 項の第三者対抗要件なのか問題となる。今回の事例では、特例法登記により対抗要件が具備されているため、民法 467 条 2 項の対抗要件に相当する 4 条 1 項の登記がそなわっているが、民法 467 条 1 項の対抗要件に相当する特例法 4 条 2 項の通知の有無が未確定である。そのうえで、(1)と同様に、対抗要件具備と債権の取得や債権取得の原因発生との前後関係が問題となる。

### 第2問

(1) 使用者責任と被害者側の過失の理解に基づいて、事案の解決を求める問題である。

C の B に対する損害賠償請求が認められるためには、B に使用者責任が認められる必要がある。使用者責任については、「その事業の執行について」という要件を満たすかが問題になる。事実的不法行為である交通事故事例において、事業執行性をいわゆる外形標準説(外形理論)に基づいて判断するか否かを、判例(最判昭和 37・11・8 民集 16 卷 11 号 2255 頁等)や学説の議論も参考にしながら論じることが期待される。

また、被害者側の過失による過失相殺が認められる場合、D の A に対する損害賠償請求の額が減額されることになる。過失相殺における被害者の過失には、被害者本人の過失のみならず、被害者側の過失も含まれるとされている。「例えば被害者に対する監督者である父母ないしはその被用者である家事使用人などのように、被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失については、過失相殺が認められるとされている(最判昭和 42・6・27 民集 21 卷 6 号 1507 頁)。内縁配偶者(最判平成 19・4・24 判時 1970 号 54 頁参照。また、夫婦について、最判昭和 51・3・25 民集 30 卷 2 号 160 頁)について、どのように考えるかを検討することが期待される。

(2) 被用者から使用者への「逆求償」が認められるかの検討を求める問題である。最判令和 2・2・28 民集 74 卷 2 号 106 頁等を参考に、A から B への逆求償が認められるのかを、その理由も含めて論じることが求められる。A が B の車を勤務時間外に私用のために運転していたという事情をどのように評価するかも検討することが期待される。